

岩手県告示第808号

平成27年9月15日付け岩手県報第11511号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成27年岩手県告示第751号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨
 - (1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 西磐井郡平泉町平泉字南郷71の2
 - (2) 所在が不明である通知の相手方 佐々木覚、鳥畑貞三郎
- 2 通知の内容を掲示した場所 平泉町役場